

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年3月30日提出

宇治市長 山 本 正

専 決 処 分 書

専決第12号

損害賠償の額を決定するについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年12月27日

宇治市長 山 本



損害賠償額の決定について

市は、車両事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 79,200円

2 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

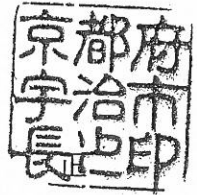
専 決 処 分 書

専決第1号

損害賠償の額を決定するについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年1月23日

宇治市長 山 本



損害賠償額の決定について

市は、車両事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 74,848円

2 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]
[REDACTED]

氏名 [REDACTED]

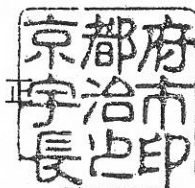
専 決 処 分 書

専決第2号

損害賠償の額を決定するについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年1月27日

宇治市長 山 本



損害賠償額の決定について

市は、車両事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 280,500円

2 損害賠償の相手方

住所

[REDACTED]

氏名

[REDACTED]

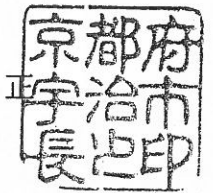
専 決 処 分 書

専決第3号

損害賠償の額を決定するについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年1月31日

宇治市長 山 本



損害賠償額の決定について

市は、車両事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 139,590円

2 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

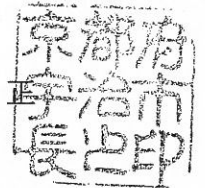
専 決 処 分 書

専決第4号

損害賠償の額を決定するについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年2月7日

宇治市長 山 本



損害賠償額の決定について

市は、車両事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 1, 8 9 7, 9 3 6 円

2 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]
[REDACTED]

氏名 [REDACTED]

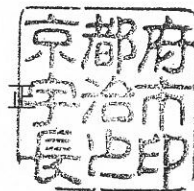
専 決 処 分 書

専決第5号

損害賠償の額を決定するについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年2月13日

宇治市長 山 本



損害賠償額の決定について

市は、車両事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 452,139円

2 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]